

企 年 連 発 第 96 号

平成 24 年 4 月 12 日

会 員 各 位

企 業 年 金 連 合 会

理 事 長 村 瀬 清 司

(公 印 略)

企業年金連合会規約の一部変更の認可について(ご連絡)

当連合会の事業運営に、平素から格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、企業年金連合会規約の一部変更について、平成 24 年 2 月 24 日に開催された評議員会において議決され、このほど、平成 24 年 3 月 30 日付で厚生労働大臣から認可されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、企業年金連合会規約は連合会ホームページへ掲載いたしますことを申し添えます。

連合会ホームページ

<http://www.pfa.or.jp/gaiyo/kiyakukitei/index.html>

企業年金連合会規約の一部を変更する規約

企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

1. 消滅時効の取扱い

第44条に、次の一条を追加する。

(時効)

第44条の2 連合会が支給する給付を受ける権利(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。)の消滅時効については、法及び民法(明治29年法律第89号)の規定を適用する。ただし、理事長が別に定める理由に該当する場合には、時効を援用しないことができる。

2 老齢年金給付を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

2. 支払保証額の計算方法の変更

第49条第2項第3号中「第3項及び」を削る。

第53条第1号中「第3項及び」を削る。

第57条第1号中「第3項及び」を削る。

第78条第1項中「全部又は一部の」及び「第3項及び」を削り、同項第2号中「支払保証限度額」を「、当該基金の解散基金加入員に係る個人別支払保証限度額を当該基金の解散基金加入員全員について合計した額(以下「支払保証限度額」という。)」に改め、同条第2項中「支払保証限度額」を「個人別支払保証限度額」に改め、同項第1号中「の合計額」を削り、同項第2号中「の合計額」を削る。

第79条を次のように改める。

(保証対象額及び保証額)

第79条 保証対象額は、解散した基金の解散基金加入員(連合会が当該

- 基金の申出に基づいて分配すべき残余財産の交付を受けた者に限る。以下この条において同じ。)に係る個人別保証対象額を合計した額とする。
- 2 前項の個人別保証対象額は、個人別支払保証限度額から当該解散基金加入員に分配すべき残余財産の額を控除して得た額に、当該残余財産のうち当該基金が連合会に交付を申し出た額の比率(以下「当該解散基金加入員に係る年金選択率」という。)を乗じて得た額とする。
 - 3 第1項の保証対象額は、第81条に規定する支払保証事業の運営に関する細則に定めるところにより、その全部又は一部を減じた額とすることができる。
 - 4 解散基金加入員に対する保証額は、前項の保証対象額を個人別保証対象額に応じて当該解散基金加入員に割り当てた額とする。
 - 5 前項において、解散基金加入員に対する保証額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

3. 特別会員

目次中「第5章 特別会員(第35条~第36条)」を削除する。

第5章の見出し「第5章 特別会員」を削除する。

第35条及び第36条を削除する。

附則第3条第1項及び第2項中、「又は特別会員」を削除する。

4. 附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成24年4月1日から施行する。但し、第44条の2の規約は、平成24年3月31日から施行する。

第2条 この規約による変更後の企業年金連合会規約第44条の2の規定については、企業年金連合会規約附則第5条に規定する者に係る給付についても準用する。

第3条 この規約による変更前の解散基金の保証要件並びに保証対象額及び保証額の取扱いについては、なお従前の例による。

企業年金連合会規約変更理由書

1. 変更理由

(1) 消滅時効の取扱い

連合会では、現行の厚生年金保険法及び民法の規定に基づき、給付に係る消滅時効を援用することは可能であるが、年金の支給義務の移転により連合会から年金が支給されることを本人が把握していないために請求が遅れること等が考えられ、時効の援用をする考えはなかったことから、連合会規約には給付に係る消滅時効については規定しておらず、また時効の援用も行っていない。

平成19年9月の裁定請求書未提出者（以下「未提出者」という。）の公表以降は、新聞・マスコミの報道等により、厚生年金基金制度や連合会についての周知が図られるとともに、各種の未提出者対策の推進等によって未提出者の相当数の解消が図られている。また、昨年8月には住民基本台帳法が改正され、住基ネットを活用した住所情報が入手できることから、今後は未提出者のさらなる解消が期待できる。

については、平成19年の公表から5年を経過するこの時期に、法令等に基づく消滅時効の取扱いを明確にし、連合会の給付に係る消滅時効について規定することで権利関係を明らかにするため、連合会規約の一部を変更するものである。

消滅時効の適用にあたっては国と同様の取り扱いを原則とするものの、支分権については、5年後の平成29年4月を目途に適用することとし、それまでの間に住民基本台帳ネットワークを活用した現住所把握を徹底するとともに、これまでの未請求者対策を着実に実施して未請求者のさらなる解消を図ることとしたい。また、連合会の会員である各厚生年金基金をはじめ、受給者や待期者等に対しては、今後は支分権に係る消滅時効を援用することについて、ホームページや機関誌等をとおして十分周知を図る。なお、消滅時効を援用するまでの間は、現行どおり時効を援用せず、請求があれば支給するものである。

(2) 支払保証額の計算方法の変更

支払保証額の算出にあたって、解散基金加入員に保証する給付水準として厚生年金の給付水準の3割を基本とし、それを基金の給付水準が上回る場合は、上回る部分の5割を保証するとの考え方をとっている。

具体的には、支払保証制度で保証する通算企業年金の現価として、厚生年金の代行給付現価の3割と上乘せ部分の解散時責任準備金のうち、それを上

回る部分の5割を支払保証限度額としている。

現行規約では、この計算の際に、代行給付現価や上乗せ部分の解散時責任準備金について、当該基金の合計値を用いて算出している。

この方法を用いると、加算部分が既に選択一時金又は脱退一時金で支払われ本来保証の対象にならない者の代行給付現価の3割相当額についても、その一部が保証額として加算されることとなり、選択一時金等の割合が高い基金ほど、個人に対する保証水準が高く算出されることから、個人毎支払保証限度額を算出したうえで、これを合算する方法に改めることとする。

(3) 特別会員の取扱い

平成24年3月末の適格退職年金の廃止に伴い、特別会員がなくなることから、連合会規約の一部を削除するものである。

2. 変更内容

(1) 消滅時効の取扱い

第44条の次に、第44条の2として、時効に関する規定を追加する。

(2) 支払保証額の計算方法の変更

支払保証額の算出にあたって、支払保証限度額を求める際の代行給付現価や上乗せ部分の解散時責任準備金に、基金の合計値を用いて算出する現行の方法を改め、個人毎に支払保証限度額を算出したうえで、これを合算する方法に改める(第78条、第79条)。

以上の変更に伴い、関連箇所の字句等を整理する(第49条、第53条、第57条)。

(3) 特別会員の取扱い

平成24年3月末の適格退職年金の廃止に伴い、特別会員に係る規約を削除する。(第35条、第36条、附則第3条)

3. 実施時期

この規約は、平成24年4月1日から施行する。但し、第44条の2の規約は、平成24年3月31日から施行する。

企業年金連合会規約新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 ~ 第4章 (略) 第5章 削除 第6章 ~ 第17章 (略) 附 則</p> <p style="text-align: center;">第5章 削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p style="text-align: center;">第6章 給 付 第1節 通 則</p> <p>(未支給の給付) 第44条 1~4 (略)</p> <p>(時効) <u>第44条の2 連合会が支給する給付を受ける権利(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。)の消滅時効については、法及び民法(明治29年法律第89号)の規定を適用する。ただし、理事長が別に定める理由に該当する場合には、時効を援用しないことができる。</u> <u>2 老齢年金給付を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 ~ 第4章 (略) <u>第5章 特別会員(第35条~第36条)</u> 第6章 ~ 第17章 (略) 附 則</p> <p style="text-align: center;">第5章 特別会員</p> <p>(特別会員の資格) <u>第35条 法人税法(昭和40年法律第34号)附則に規定する適格退職年金規約を締結している事業主(厚生年金基金若しくは企業年金基金の設立又は規約型企業年金若しくは企業型年金の実施を予定しているものに限る。)は、特別会員となることができる。</u></p> <p>(準用規程) <u>第36条 第13条(評議員会の傍聴)、第32条(加入手続)、第33条(届出)、第34条(脱退手続等)、第10章(会員支援事業)、第14章(会費)の規定は、特別会員について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 給 付 第1節 通 則</p> <p>(未支給の給付) 第44条 1~4 (略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第6章 給付 第4節 通算企業年金</p> <p>(通算企業年金額) 第49条 (略) (1)～(2) (略) 2 (略) (1)～(2) (略) (3) 第79条第4項に規定する当該解散基金加入員に対する保証額を、残余財産の交付等を受けた日の属する月の末日における当該解散基金加入員の年齢及び解散時算定日に応じて別表第3に定める率で除して得た額(円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。) 3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 給付 第4節 通算企業年金</p> <p>(通算企業年金額) 第49条 (略) (1)～(2) (略) 2 (略) (1)～(2) (略) (3) 第79条第3項及び第4項に規定する当該解散基金加入員に対する保証額を、残余財産の交付等を受けた日の属する月の末日における当該解散基金加入員の年齢及び解散時算定日に応じて別表第3に定める率で除して得た額(円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。) 3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">第5節 死亡一時金</p> <p>(一時金の額) 第53条 (略) (1) 前条第1号に該当する場合 第49条の規定により計算した通算企業年金額(この場合において、死亡した日を受給権を取得した日とみなす。)に相当する額に、死亡したときの年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第6に定める率を乗じて得た額。ただし、この額が連合会が交付等を受けた脱退一時金相当額又は残余財産の額から第60条に定める額を控除して得た額(解散基金加入員については、当該額に第79条第4項に規定する当該解散基金加入員に対する保証額を加算して得た額)を下回るときは、その額 (2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第5節 死亡一時金</p> <p>(一時金の額) 第53条 (略) (1) 前条第1号に該当する場合 第49条の規定により計算した通算企業年金額(この場合において、死亡した日を受給権を取得した日とみなす。)に相当する額に、死亡したときの年齢及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第6に定める率を乗じて得た額。ただし、この額が連合会が交付等を受けた脱退一時金相当額又は残余財産の額から第60条に定める額を控除して得た額(解散基金加入員については、当該額に第79条第3項及び第4項に規定する当該解散基金加入員に対する保証額を加算して得た額)を下回るときは、その額 (2) (略)</p>
<p style="text-align: center;">第6節 選択一時金</p> <p>(一時金の額) 第57条 (略) (1) 選択一時金の選択の申出が当該通算企業年金の裁定請求と同時に行われたとき 第49条の規定により計算された通算企業年金額に相当する</p>	<p style="text-align: center;">第6節 選択一時金</p> <p>(一時金の額) 第57条 (略) (1) 選択一時金の選択の申出が当該通算企業年金の裁定請求と同時に行われたとき 第49条の規定により計算された通算企業年金額に相当する</p>

新	旧
<p>額に、保証期間及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第 8 に定める率を乗じて得た額（この額が連合会が交付等を受けた脱退一時金相当額又は残余財産の額から第 6 0 条に定める額を控除して得た額（解散基金加入員については、当該額に第 7 9 条第 4 項に規定する当該解散基金加入員に対する保証額を加算して得た額）を下回るときは、その額）に、次に定める選択割合のいずれかを乗じて得た額</p> <p>ア 100 / 100 イ 50 / 100</p> <p>(2) (略)</p>	<p>額に、保証期間及び中脱時算定日又は解散時算定日に応じて別表第 8 に定める率を乗じて得た額（この額が連合会が交付等を受けた脱退一時金相当額又は残余財産の額から第 6 0 条に定める額を控除して得た額（解散基金加入員については、当該額に第 7 9 条第 3 項及び第 4 項に規定する当該解散基金加入員に対する保証額を加算して得た額）を下回るときは、その額）に、次に定める選択割合のいずれかを乗じて得た額</p> <p>ア 100 / 100 イ 50 / 100</p> <p>(2) (略)</p>
<p style="text-align: center;">第 9 章 支払保証事業</p> <p>(保証要件)</p> <p>第 7 8 条 連合会は、解散した基金が次の第 1 号及び第 2 号に該当する場合には、当該基金の解散基金加入員（連合会が当該基金の申出に基づいて分配すべき残余財産の交付を受けた者に限る。）に対し、次条第 4 項に定める当該解散基金加入員に対する保証額を原資として第 4 9 条第 2 項に定めるところにより老齢年金給付の額を付加する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 残余財産が、<u>当該基金の解散基金加入員に係る個人別支払保証限度額を当該基金の解散基金加入員全員について合計した額</u>（以下「支払保証限度額」という。）を下回る場合</p> <p>2 前項第 2 号の<u>個人別支払保証限度額</u>は、第 2 号に掲げる額が第 1 号に掲げる額を超えない場合は、第 2 号に掲げる額とし、第 2 号に掲げる額が第 1 号に掲げる額を超える場合は、当該超える額に評議員会の議決を経て別に定める率を乗じて得た額に第 1 号に掲げる額を加えた額とする。</p> <p>(1) 当該解散基金加入員に係る法第 1 3 2 条第 2 項に規定する額に相当する老齢年金給付の現価相当額に評議員会の議決を経て別に定める率を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該解散基金加入員に係る上乗せ部分の解散時責任準備金（当該基金に係る基金令第 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する額のうち当該解散基金加入員に係る額に評議員会の議決を経て別に定める率を乗じて得た額をいう。）</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 9 章 支払保証事業</p> <p>(保証要件)</p> <p>第 7 8 条 連合会は、解散した基金が次の第 1 号及び第 2 号に該当する場合には、当該基金の解散基金加入員（連合会が当該基金の申出に基づいて分配すべき残余財産の<u>全部又は一部</u>の交付を受けた者に限る。）に対し、次条第 3 項及び第 4 項に定める当該解散基金加入員に対する保証額を原資として第 4 9 条第 2 項に定めるところにより老齢年金給付の額を付加する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 残余財産が<u>支払保証限度額</u>を下回る場合</p> <p>2 前項第 2 号の<u>支払保証限度額</u>は、第 2 号に掲げる額が第 1 号に掲げる額を超えない場合は、第 2 号に掲げる額とし、第 2 号に掲げる額が第 1 号に掲げる額を超える場合は、当該超える額に評議員会の議決を経て別に定める率を乗じて得た額に第 1 号に掲げる額を加えた額とする。</p> <p>(1) 当該解散基金加入員に係る法第 1 3 2 条第 2 項に規定する額に相当する老齢年金給付の現価相当額<u>の合計額</u>に評議員会の議決を経て別に定める率を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該解散基金加入員に係る上乗せ部分の解散時責任準備金（当該基金に係る基金令第 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する額のうち当該解散基金加入員に係る額に評議員会の議決を経て別に定める率を乗じて得た額をいう。）<u>の合計額</u></p> <p>3 (略)</p>

新	旧
<p>(保証対象額及び保証額)</p> <p><u>第79条 保証対象額は、解散した基金の解散基金加入員(連合会が当該基金の申出に基づいて分配すべき残余財産の交付を受けた者に限る。以下この条において同じ。)に係る個人別保証対象額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 前項の個人別保証対象額は、個人別支払保証限度額から当該解散基金加入員に分配すべき残余財産の額を控除して得た額に、当該残余財産のうち当該基金が連合会に交付を申し出た額の比率(以下「当該解散基金加入員に係る年金選択率」という。)を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の保証対象額は、第81条に規定する支払保証事業の運営に関する細則に定めるところにより、その全部又は一部を減じた額とすることができる。</u></p> <p><u>4 解散基金加入員に対する保証額は、前項の保証対象額を個人別保証対象額に応じて当該解散基金加入員に割り当てた額とする。</u></p> <p><u>5 前項において、解散基金加入員に対する保証額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(保証対象額及び保証額)</p> <p><u>第79条 保証対象額は、解散した基金の支払保証限度額から残余財産を控除して得た額に、当該残余財産のうちの当該解散した基金が連合会に交付を申し出た額の割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>2 前項の保証対象額は、第81条に規定する支払保証事業の運営に関する細則に定めるところにより、その全部又は一部を減じた額とすることができる。</u></p> <p><u>3 解散基金加入員(連合会が当該解散した基金の申出に基づいて分配すべき残余財産の全部又は一部の交付を受けた者に限る。以下この条において同じ。)に対する保証額は、前項の保証対象額を、解散基金加入員に係る基金令第39条の3第2項第1号に規定する額に、当該解散基金加入員に分配すべき残余財産のうちの当該解散した基金が連合会に交付を申し出た額の割合(次項において「年金選択率」という。)を乗じて得た額(次項において「割当基準額」という。)に応じて解散基金加入員に割り当てた額とする。</u></p> <p><u>4 前項の場合において、解散基金加入員に割り当てた額と当該解散基金加入員に分配すべき残余財産(基金が連合会に交付を申し出た額に限る。以下この項において同じ。)の合計額が、当該解散基金加入員に係る割当基準額又は上乘せ部分の解散時責任準備金の額に年金選択率を乗じて得た額のうちいずれか大きい額を超える場合は、当該解散基金加入員に対する保証額は当該いずれか大きい額から当該残余財産を控除して得た額とし、当該いずれか大きい額を超える額については、他の解散基金加入員に係る割当基準額に応じて当該他の解散基金加入員に割り当てるものとする。</u></p> <p><u>5 前2項において、解散基金加入員に対する保証額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</u></p> <p>(以下略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(会員の加入手続に関する経過措置)</p> <p>第3条 連合会に会員として新たに加入しようとするものは、この規約の施行前であっても、その旨を連合会に申し込むことができる。</p> <p>2 前項の申し込みを行ったものは、この規約の施行の日から会員となる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規約は、平成24年4月1日から施行する。但し、第44条の2の規定は、平成24年3月31日から施行する。</p> <p>第2条 この規約による変更後の企業年金連合会規約第44条の2の規定については、企業年金連合会規約附則第5条に規定する者に係る給付についても準用する。</p> <p>第3条 この規約による変更前の解散基金の保証要件並びに保証対象額及び保証額の取扱いについては、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(会員の加入手続に関する経過措置)</p> <p>第3条 連合会に会員又は特別会員として新たに加入しようとするものは、この規約の施行前であっても、その旨を連合会に申し込むことができる。</p> <p>2 前項の申し込みを行ったものは、この規約の施行の日から会員又は特別会員となる。</p>